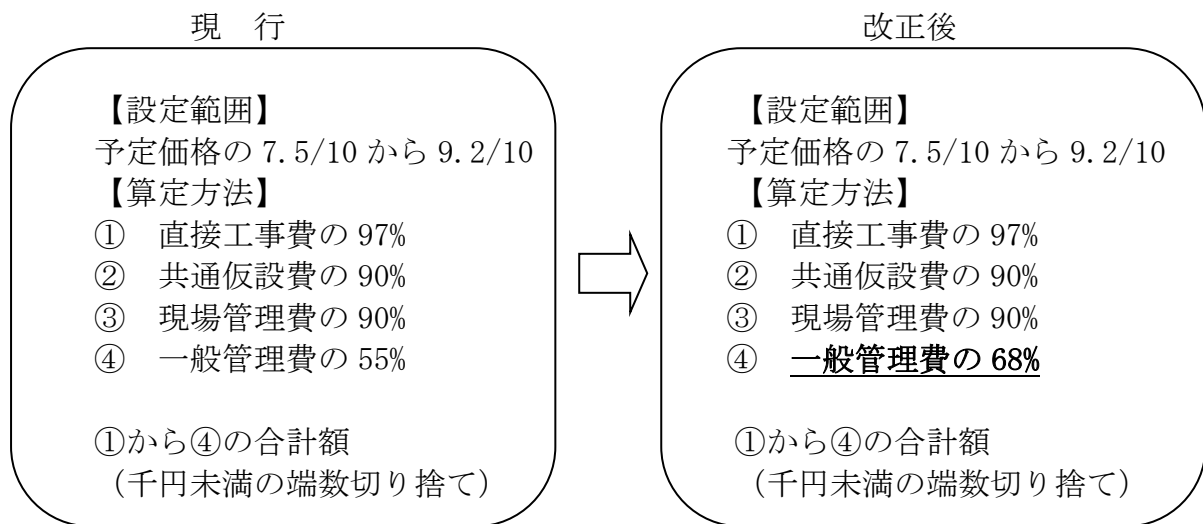


建設工事における最低制限価格の改正について（お知らせ）

初秋の候、各位には益々ご繁栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は、市政各般にわたり格別のご協力を賜り感謝申し上げます。
さてこの度、建設工事における最低制限価格の算定方法を下記のとおり改正することといたしましたので、お知らせします。

記

1 最低制限価格（算定方法）の改正内容



※ 上記の価格は全て税抜きとします。

2 対象案件

設計金額が 1 3 0 万円を超える建設工事及び設計金額が 5 0 万円を超える工事の委託（除草、剪定、浚渫）を対象とします。

3 実施時期

令和 4 年 1 0 月 1 日以降の入札公告及び指名案件から実施

4 茨木市最低制限価格設定要領（令和 4 年 10 月 1 日実施）

別添のとおり

問い合わせ先

茨木市 契約検査課 契約係
電話 072(620)1613 (直通)